

4. Column③ : 【離婚問題】不貞相手を訴えたい！ そのときどうする？

離婚を決意する原因の一つとして、「不貞（ふてい）」、いわゆる不倫・浮気が挙げられます。当事務所では、不倫・不貞行為に及んでしまった方、逆に不倫・不貞行為をされてしまった方、いずれからも多数のご相談を受け、解決してきた実績があります。

離婚問題サイト ▶ <http://rikon.nagasesogo.com>

お一人で悩まず、まずは
お気軽にご相談ください。



今回は、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

1. 慰謝料請求を弁護士に依頼するメリット

不倫・不貞相手に対する慰謝料請求をするにあたって、弁護士に依頼するメリットは以下のとおりです。

- ① 示談交渉による早期解決への期待
- ② 豊富な知識・経験
- ③ 精神的・時間的負担の軽減

① 示談交渉による早期解決への期待

✓ 不倫・不貞相手に対する任意交渉への促進

クライアントが弁護士費用をかけてでも請求する意思があることを伝えることができます。

当事者間では進展がなかったケースであっても、相手方の態度が急変し、示談交渉にスムーズに進むことが期待できます。

✓ 不倫・不貞相手への弁護士への依頼の促進

クライアントが弁護士に依頼をした結果、不倫・不貞相手も弁護士に相談することを検討するきっかけを作ることができます。

不倫・不貞相手も弁護士に相談をすると、裁判まで移行した場合の様々な負担や見通しを理解することができ、結果、早期に示談交渉に応じることを受け入れやすくすることが期待できます。

② 豊富な知識・経験

示談交渉では、交渉のノウハウによって早期解決ができるかどうか左右される面もあります。

弁護士を代理人として選任することで、交渉のノウハウを活用することが可能となります。

また、裁判に移行した場合でも、裁判に関する豊富な知識・経験を活用することが可能となります。

③ 精神的・時間的負担の軽減

✓ 交渉の窓口は弁護士に一任できる

弁護士を代理人として選任した場合、交渉窓口はすべて弁護士に一任することが可能となります。

その結果、不倫・不貞相手との交渉の負担から解放されます。

✓ 裁判所への出廷は原則として弁護士のみで対応可能

裁判に移行した場合、裁判所への出廷は、原則として代理人である弁護士のみで対応が可能です。

クライアントが直接裁判所に出廷する時間的負担を大幅に軽減することが可能となります。

なお、当事務所では、裁判の内容について期日報告書を作成・送付しておりますので、弁護士のみが出廷しているために裁判の内容がわからないということはありませんのでご安心ください。

2. 示談交渉のメリット・デメリット

(1) 示談交渉のメリット

✓ 時間的負担の軽減

示談交渉

裁判



示談交渉による場合、早ければ、1ヶ月以内で解決することもあります。訴訟に発展した場合、毎回の期日が1～2ヶ月の間隔がある上、複数回の期日が設定されることも珍しくないため、解決までに半年から1年以上を要することもあります。

また、毎回の期日ごとに弁護士との打ち合わせが必要となるため、打ち合わせに要する時間的負担も大きいといえます。

示談交渉による解決であれば、このような負担を軽減することが可能です。

✓ 経済的負担の軽減

示談交渉による場合には、厳密な主張・立証までは求められません。

✓ 判決による解決以上の成果を獲得できる可能性

当事者間の合意によって示談内容を決めることができるため、柔軟な解決が可能となります。

例えば、不倫・不貞相手に対して慰謝料を支払わせるだけでなく、今後の接触を禁じる約束をさせることも可能です。

(2) 示談交渉のデメリット

× 当事者の合意がなければ成立できない

示談交渉は、相手方が示談内容に応じなければ成立しません。

例えば、証拠上、相手方が不倫・不貞をしたことは明らかであるにもかかわらず、頑なに慰謝料の支払を否定し続ける場合などです。

※このようなケースでは、“示談が成立しない場合には訴訟に移行する可能性がある”と示唆することで、相手方の態度が一変することも少なくありません。

× ただちに強制執行できない場合がある

示談交渉による解決の場合、通常は当事者間で、慰謝料の支払義務や支払い条件を定めた合意書を取り交わすこととなります。

当事者間で任意で取り交わした示談書は、それだけでは裁判による判決や裁判上の和解と異なり、強制執行が可能な債務名義とはなりません。

そのため、相手方が約束を破って支払に応じなかった場合には、示談書を証拠として裁判を提起し、改めて慰謝料の支払義務を認める旨の判決を取得しなければならないこととなります。

※このようなケースでは、示談書を取り交わすとともに、「公正証書」を作成する方法がありますが、その場合には、別途費用が発生いたします。

× 示談交渉ができない場合がある

示談交渉をするためには、相手方の連絡先が判明している必要があります。

相手方の行方が分からないなどの場合には、示談交渉を進めることができないこともあります。

このようなケースでは、訴訟を提起し、公示送達等の方法を検討する必要があります。

以上が示談交渉のデメリットです。いずれも示談交渉を回避するほどの大きなデメリットではありません。不倫・不貞相手に対する慰謝料請求の事案では、まずは示談交渉によって進めていくことがよいかと思われます。

3. 民事裁判のメリット・デメリット

(1) 民事裁判のメリット

裁判手続による解決には、示談交渉にはないメリットがあります。

✓ 当事者の合意がなくとも解決できる

民事裁判は、当事者の合意がなくとも、裁判所の判断（＝判決）によって解決することが可能です。示談交渉では相手方が慰謝料の支払義務を拒み続けているような場合でも、民事裁判を提起することで、最終的な解決を得ることが期待できます。

✓ 民事裁判による慰謝料の増額が期待できる場合がある

示談交渉による場合、相手方は”訴訟までは移行しない”と軽く見て、低額の慰謝料しか提案してこないケースもあります。

このようなケースでは、民事裁判に移行することで、事実関係及び証拠を踏まえ、適正な慰謝料を認定してくれるほか、示談交渉時よりも慰謝料の増額が期待できることがあります。

例えば、相手方が示談交渉段階では20万円程度の慰謝料しか提案しなかったとしても、訴訟に移行することによって、150万円程度まで慰謝料が増額されるということもあります。

訴訟が提起された段階で態度を一変させ、より高額な慰謝料による早期の示談交渉を提案し直すこともありえます。

✓ 直ちに強制執行が可能となる

民事裁判による解決の場合（判決や裁判上の和解）、民事裁判による解決が債務名義となって、直ちに強制執行を行うことが可能となります。

(2) 民事裁判のデメリット

民事裁判による不倫・不貞相手に対する慰謝料請求のデメリットは、以下の3点に整理できます。

× 時間的負担が大きい

裁判による場合、訴状を提出してから第1回期日が設定されるまで1ヶ月以上の間隔が空いてしまう傾向にある上、その後の期日も1～2ヶ月に1回というペースで進むことも珍しくありません。

さらに、毎回の期日ごとに弁護士との打ち合わせも必要であるため、この負担も無視できません。

裁判に移行した場合には、解決までに半年から1年以上を要することもあり得るため、時間的負担は大きいといえます。

× 経済的負担が大きい

裁判手続による解決の場合には、「予納郵券」「収入印紙」などの実費がかかることとなります。

このほかにも、裁判による解決を目指す場合、追加の証拠が必要となる際には、準備するための費用も発生することとなります。

さらに、弁護士に依頼する場合、弁護士の出廷費用や日当も別途発生することとなります。

× 精神的負担が大きい

裁判が長期化することや、経済的負担が大きくなるに伴う精神的負担も大きくなるといえます。

それに加え、毎回の裁判ごとに弁護士と打ち合わせを行ったり、相手からの反論書を確認したりするにあたっての精神的負担も無視できないといえます。

示談交渉による解決とは一長一短がありますので、いずれの方法が事案の解決にとって適当といえるか、よくご検討の上、選択していただくことになります。

それぞれの項目の詳しい情報については、当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください！